

平成22年7月22日

愛媛県社会保険労務士会

会 員 各 位

愛媛県社会保険労務士会

事 務 局

雇用保険「電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出書」  
の提出について

当会の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、標記の実施については、平成18年10月18日付「雇用保険関係手続に係るオンライン利用促進について」が厚生労働省職業安定局雇用保険課長から通知され、照合事務の省略手続が示されているところです。

今後、別紙「電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出書」を申請する場合には、愛媛県労働局管内に関する場合には、**県会事務局**を経由して愛媛労働局職業安定部長に提出することになっております。

なお、県外労働局管内の事業所に関する場合は直接該当の労働局に提出していただくことになります。

このことは、全国社会保険労務士会連合会のホームページ中、電子申請情報に示されておりますので、ご参考にしてください。

以上

愛媛県社会保険労務士会

事務局 三好清春

〒790-0813 松山市萱町4丁目6番地3

TEL089-907-4864 FAX089-923-1133

## 電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出書

※申出社会保険労務士氏名

※申出先である労働局名

\_\_\_\_\_に係る委託事業所（\_\_\_\_\_労働局が管轄する地域内に所在する事業所に限る。）について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できるよう申し出ます。

なお、この申出にあたり、申出者に係る以下の事項について確認及び同意します。

- イ 社会保険労務士会の会員であり、かつ、過去3年にわたる取扱実績からみて、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
- ロ 申出社会保険労務士の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ハ これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ニ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ホ その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
- ヘ 公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
- ト 公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。
- チ 上記イからトまでに該当していなかったことが明らかになった場合、又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この申出により認められた照合省略の確認が撤回されることがあること。

平成      年      月      日

\_\_\_\_\_労働局職業安定部長    殿

社会保険労務士      住    所

氏    名



押印された印鑑による署名

### 《手続一覧》

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届（離職証明書の添付を要しない場合に限る。）
- ③ 雇用保険被保険者転勤届
- ④ 雇用保険被保険者氏名変更届
- ⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
- ⑥ 雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書
- ⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- ⑧ 雇用保険被保険者休業・勤務時間短縮開始時賃金月額証明書
- ⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
- ⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
- ⑪ 育児休業基本給付金の支給申請
- ⑫ 介護休業給付金の支給申請